

# 株式会社福建コンサルタント

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和6年6月1日～令和8年5月31日

### 2 目標と取組内容・実施時期

**目標1 管理職にある者に女性労働者を0名から1名以上にする**

<取組内容・実施時期>

- 令和6年6月～ 対象となる男女社員に対して管理職育成研修を実施する。
- 令和6年6月～ 経営層や管理職を対象に、会議にて女性活躍に関する意見交換の実施

**目標2 全社員の1月当たりの平均残業時間を30時間以内とする。**

**(災害対応等を除く。)**

<実施時期・取組内容>

- 令和6年6月～ 長時間労働削減の方針について、経営トップからメッセージを発信する。(毎年1回実施)
- 令和6年6月～ 毎週水曜日をノー残業デーとし、定時退社を実施する。